

大阪府立高等学校の通学区域（学区）のあり方について

答 申 （案）

平成17年 月 日

大阪府学校教育審議会

目次

はじめに	1
1 通学区域に係る経緯	2
(1) 今日までの通学区域の改編の概要	
(2) 通学区域に係る法改正	
2 通学区域の現状と課題	3
(1) 各学区内の高校数、公立中学校卒業生数及び募集人員	
(2) 専門学科等を設置する高校	
(3) 通学区域の調整	
(4) 鉄道網の整備	
(5) 普通科高校における特色づくり	
(6) 府内全域を通学区域とする学科への通学状況の例	
3 他府県における通学区域	5
(1) 通学区域の見直しの検討状況	
(2) 学区外からの受入れ枠	
4 通学区域に関わる要望	5
5 今後の通学区域のあり方について	6
6 まとめ	9

はじめに

府立高校の通学区域のあり方については、大阪府学校教育審議会 第1分科会の答申「生徒減少期における全日制府立高校の今後のあり方について」(平成10年5月)において、「現行の通学区域に改定された時点に比べて学校数が増加しており、高校と地域との密接な連携が求められていることから、今後、通学区域を縮小する方向で改編するべきであるという意見と、生徒が広範囲から多様な学校を選択できるよう、通学区域を一層弾力化するべきであるという意見があり、今後の府立高校の特色化の進捗状況や交通事情等を勘案しながら、引き続き検討するべき課題である。」とされた。

その後、国においては、規制緩和を一層推進する観点から、平成13年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を改正し、公立高等学校の通学区域に係る規定が削除されたため、通学区域の設定については設置者の判断に委ねられることとなった。このような流れの中で、他の都道府県においては通学区域を拡大または廃止する動きが出ている。

本府においては、各学区において受入れ率が年度によって大きく異なることがないよう配慮されているが、現状では、学区間で選択できる普通科の学校数に不均衡が生じており、教育の機会均等の観点から、その是正を図る必要があるとともに、生徒一人ひとりの幅広い進路選択を保障し、21世紀をリードする創造力あふれる人材や、先端的な科学技術を支える人材等、幅広い人材を育成することなど、府立高校に寄せられる生徒、保護者、府民の期待は大きい。

このため、この度、府教育委員会から、大阪府学校教育審議会に対して、府立高校はもとより大阪府の学校教育全体の活性化につながるこれからの時代にふさわしい通学区域のあり方について、総合的な見地からの検討が諮問された。

本諮問事項は学識経験者等の幅広い見地から検討を要することはもとより、PTAや校長など学校関係者を含め、より現場に近い専門家からの意見を頂くことが必要であることから、本審議会では、その審議を通学区域専門部会に付託することとした。

その後、専門部会において、平成16年8月以降、慎重な審議が重ねられ、本審議会に対しその報告があった。これを受け、本審議会でも更に検討を加えた上で、ここに答申をとりまとめた。

今後、府教育委員会においては、答申した内容を着実に実施することを望むものである。

(注) 受入れ率 : 公立中学校卒業生に対する公立高等学校全日制普通科の募集人員の割合

1 通学区域に係る経緯

(1) 今日までの通学区域の改編の概要

昭和23年に現行の学制が実施された後、大阪府内の公立高校の通学区域は、昭和25年度から37年度までは、大阪市内が6つ、市外が7つ、合わせて13の学区に分けられていた。

府内の公立普通科高校は、昭和25年度当初は50校であったが、公立中学校卒業生数の増加に応じて徐々に新設され、第一次ベビーブームの世代が高校進学を迎えた昭和38年度には5校が新設されるなど計61校となった。併せてこの年度、各学区の受入れ率の不均衡の是正を目的として通学区域が5つに改編された。

その後、昭和47年度までの10年間に、中学校卒業生数の更なる増加や進学率の上昇に伴って高校の増設が続き、府内公立普通科高校は72校となった。

昭和47年5月には、大阪府学校教育審議会から、

高等学校間のいわゆる「格差」を是正すること

中学校における受験準備のための過度の学習負担を軽減し、正常な学習活動をもたらすこと

高等学校と地域との結合を強めることによって、教育の充実をめざすこと

という3点を当面の目標として、当時の5つの学区を8～10程度の学区に改編することとの答申が出された。これを受けて、昭和48年度から通学区域を9つの学区に改編し、今日に至っている。(資料1)

(2) 通学区域に係る法改正

公立高校の通学区域については、平成11年度までは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第50条において教育委員会の管理運営事務として位置づけられ、都道府県教育委員会は都道府県内の市町村が設置する高校を含めてその通学区域を定めることとされていた。その後、平成12年4月1日の改正で市町村が設置する高校の通学区域は設置者である市町村教育委員会が都道府県教育委員会と協議して定めることとなり、さらに、平成14年1月には規制緩和を一層推進する観点から、公立高校の通学区域に係る第50条そのものが削除された。なお、この改正に際して、「高校教育を適正に進めるため、受験競争の激化、学校間格差の拡大等を招かないよう努めること」など、衆・参両議院文部科学委員会において付帯決議が付け加えられた。(資料2)

2 通学区域の現状と課題

(1) 各学区内の高校数、公立中学校卒業生数及び募集人員

学区数が5つであった時期の最終年度に当たる昭和47年度の各学区内の普通科高校数は11～21校、公立中学校卒業生数は10,000～19,000人で、学区ごとの募集人員は3,100～7,500人であった。

昭和48年度には、通学区域を9つの学区に改編したことにより、各学区は学校数が5～11校、公立中学校卒業生数が第9学区を除き約10,000人、募集人員は約4,000人となった。

しかし、第二次ベビーブーム世代の中学校卒業生を高校に受け入れるために、昭和40年代後半以降、府立高校の新設が相次いたが、公立中学校卒業生の増え方には地域ごとにばらつきがあった。その結果、各学区内の普通科高校の数は、平成8年度において、最も少ない第6学区の9校から、最も多い第4学区の22校と大きく差が開き、学区間で不均衡が生じることとなった。(資料3-(1))

また、公立中学校卒業生数は、昭和62年度の約14万7千人をピークに、その後は著しい減少期を迎え、平成20年度には約7万人とほぼ半減する見込みとなっている。このため、平成11年度から、高校の適正規模を確保して活力ある学校を実現するとともに、生徒の学習ニーズの多様化に応える総合学科や普通科総合選択制などの特色ある学校の整備を図る一方、普通科高校数を117校から75校へ再編する府立高校の特色づくり・再編整備が進められており、府立普通科高校数は、平成16年度で最も少ない第6学区が7校、最も多い第2学区が19校となっている。

なお、公立中学校卒業生数は急減期を過ぎ、今後当分の間、各学区とも若干の変動があるものの、しばらくは安定期に入ると予測される。

(2) 専門学科等を設置する高校

現在、府内全域を通学区域とする全日制の課程の高校には、工業科などの職業に関する専門学科のほかに、理数科など特色ある専門学科や総合学科などがある。

これらの学校の募集人員が全日制の課程全体の募集人員に対して占める割合は、公立中学校卒業生数がピークであった昭和62年度は13.7%だったが、平成16年度は約2倍の25.7%になっている。学校数は、昭和62年度の41校が、現在は66校に増加している。(資料3-(2))

(3) 通学区域の調整

昭和48年度から学区数を従来の5つの学区を9つに改編するという案を公表した際に、従来の5つの学区のうち、1つを残して、他の4つの学区を2つの学区に細分したため、それまでは通学できた学校に、改編後は行けなくなることに對する不満の聲が起こった。このため、制度変更に伴う激変緩和方策として、隣接する地域からの受入れを一定人数に限って認めるといふ「通学区域の調整」の制度を大幅に拡大することとし、普通科高校76校の内、その半数近い36校を調整校とすることにした。

しかし、年を追うごとに調整校への進学者が減少し、本来の学区内の学校に進学するという傾向が強まり、調整校は平成6年度に8校にまで減少した。その後、鉄道網の発達や府民からの要望を考慮し、調整校の追加が行われた結果、平成16年度の調整校は13校となっている。(資料4)

(4) 鉄道網の整備

大阪府内の鉄道網は、かつては大阪府の中心部から放射状に敷設されていたが、今日では大阪モノレールや大阪市営ニュートラムとOTS(大阪港テクノポートトランスシステム)など、環状的に取り巻く路線が整備されている。また、地下鉄も各所で延伸され、新たに大阪外環状線の敷設も予定されるなど、昭和48年度に現行通学区域を設定したころと大きく変化している。こうした鉄道網の整備に伴い交通の利便性が高まることにより、隣接学区への移動が容易になった。(資料5)

(5) 普通科高校における特色づくり

特色ある専門学科や総合学科の設置だけではなく、普通科高校においても、生徒の興味・関心や進路希望に對するため教育課程を工夫し、特色あるコースを設けるなど、スクールカラーを鮮明にする取組みが進められてきた。平成16年度には、音楽、福祉・保育、体育、芸術などの専門コースが延べ16校に設置されている。

普通科に設置されている特色あるコースについては、他県では通学区域を県全域として、コースごとに募集を行っている例が多いが、本府においては、当該校の普通科の入学者のうち希望者がコースを選択する形態となっている。(資料6)

(6) 府内全域を通学区域とする学科への通学状況の例

通学区域の拡大または廃止による影響を考察するため、通学区域が府内全域となっており、しかも比較的募集人員の多い国際教養科と工業に関する学科について、生徒の通学範囲を検証した。

現在、国際教養科は各学区内に1校ずつ、計9校に設置されているが、一部を除いてほとんどの国際教養科においては、学校が所在する学区内の中学校卒業者が大半を占めている状況にある。

また、府立工業高校は、現在、府内に12校が設置されている。学校によって設置されている学科が必ずしも同じではないことから、国際教養科のように単純に比較することは困難であるが、概ね大阪市内に所在する学校については、交通の利便性も良いことから、学校が所在する学区外からも比較的多くの生徒が通学している。一方、大阪市外に設置されている工業高校については、学校の所在する学区内から多くの生徒が通学している状況にある。(資料7-(1)、7-(2))

3 他府県における通学区域

(1) 通学区域の見直しの検討状況

公立高校全日制の課程普通科の通学区域については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され(平成14年1月施行)、公立高校の通学区域に係る規定第50条が削除されたことなどもあり、全国的には拡大や廃止の傾向にある。平成16年度までに4都県で廃止されており、平成17年度には4県が廃止を予定し、2県で廃止が検討されている。また、平成13年度から16年度までの4年間に10府県で学区が拡大され、更に3道県が平成17年度に拡大を予定している。(資料8)

(2) 学区外からの受入れ枠

多くの都道府県では、普通科高校に学区外からの受入れ枠が設けられている。例えば北海道では、平成17年度から学区を拡大し、これまでであった55の学区を26の学区に改編するとともに、各学校において10~20%の範囲で、道内全域から生徒を受け入れるとしている。また、広島県においては6つの学区を設けているが、各校の募集人員の30%を全県域からの受入れ枠としている。(資料9)

4 通学区域に関わる要望

府議会においては通学区域の見直しについて、「本人及び保護者の高校選択の自由が約束されること」や「公共交通機関の整備など社会経済状況の変化に対応して子どもたちが行きたい学校に行けるよう体制を整備すること」、「現行学区の線引きを基本に学区数を減らし、各学区を拡大すること」、「撤廃を視野に入れつつ、生徒や保護者に混乱を与えないよう、段階的に実施す

ること」,「過度な受験競争による不本意な入学という事態を招いたり、進路指導に不安感や混乱を引き起こさないよう留意すること」などの意見や要望が出されている。

また、第7学区の北部地域においては、「通学区域内の半数の学校へは交通の利便性が悪く通学が困難である」という理由で、長年にわたって通学区域の見直しや隣接する学区内の高校への通学の要望が出されている。

第3学区や第4学区からも鉄道網の充実により他の学区にある高校へも通学が容易であるにもかかわらず、通学区域という制約により、選択できる高校が狭められているという声がある。

一方、「大阪における通学区域の現状は、他県に比べて各学区内の学校数も多く、国が示す大学区に属しており、中学校における進路指導や高校における生徒指導について、高校が地域との結合を強めることにより充実を図ることができることから、現在の通学区域を縮小すべきである」という要望も毎年出されている。

私学からは、「大阪府の学校教育の3割は私学が担っており、それぞれの私立高校が、利便性や多様性を備えて地域の教育ニーズ、生徒の自由な学校選択に機能的に応えている。私学を更に活用できれば、中学校卒業者の学校選択幅が大きく拡大することも可能である。そのためには、公立高校と私立高校の授業料の保護者負担格差を是正し、改めて大阪府の高校教育のグランドデザインを策定する必要がある」との意見があった。

5 今後の通学区域のあり方について

(1) 現行の通学区域が設定されて以来30数年が経過し、学区間において公立中学校卒業生数や府立の普通科高校数にアンバランスが生じるといった問題が顕在化してきた。

一方、生徒が興味・関心や、適性・進路希望などに応じて、多くの高校の中から「行きたい学校」を選択したいというニーズの高まりを受けて、本府においては、総合学科などの特色ある高校の設置を進めているが、併せて普通科高校においても専門コースの設置などスクールカラーを明確にした教育が行われるようになってきており、これら普通科高校についても生徒・保護者の期待に応え、学校選択の幅を拡大することが望まれている。

全国的にも、通学区域に関する法律の改正や、社会全般における規制緩和の流れを受けて、多くの都道府県において通学区域の拡大や撤廃が実施されている。

このような状況及び府民のニーズや社会の変化を踏まえ、本府の現行の通学区域のあり方について、

現行の通学区域を更に分割し、縮小する

現行の通学区域を維持する

現行の通学区域を拡大する

現行の通学区域を廃止する

の4パターンについて、以下のとおり検討した。

(2) まず「現行の通学区域を更に分割し、縮小する」ということについては、高校が地域とのつながりを確保する上で通学区域の果たしてきた役割と、通学区域が拡大されると中学校における進路指導や高校における生徒指導などの困難性が特定の学校に集中することなどの弊害に配慮する必要があるという意見があった。しかしながら、社会全体の規制緩和の流れや、それを受けた他府県の通学区域の見直しの動向をも踏まえつつ選択可能な学校数の拡大や不均衡の是正、大阪府の学校教育全体の活性化を図るという本諮問の趣旨から、通学区域を縮小するとの結論にはならなかった。

(3) 次に、「現行の通学区域を廃止する」ということについては、生徒の学力実態や学習ニーズが多様化する中で、一人ひとりの個性を伸ばす教育を進めていくためには自由な学校選択が保障されることが望ましく、また、子どもたちがより多くの高校から自ら行きたい高校を選ぶなど、早期に自らの進路を選択する力をつけることが大切であることや、各高校が切磋琢磨して教育内容の一層の向上を図るために通学区域を廃止すべきであるという意見が出された。

しかし、これに対しては、通学区域が設けられていることで特定の高校への生徒集中が避けられた結果、各地域において大学等への進学実績において成果を上げる府立高校が維持されてきたという意見や、通学区域が廃止された場合には、鉄道網の発達により特定の学校に生徒が集中したり、各高校からの情報提供が十分でない中では、中学校の進路指導や生徒の学校選択に与える影響が極めて大きく、混乱も予想されることから、現実的な選択とは言えないという意見があり、現時点では、通学区域を廃止するとの結論には至らなかった。

(4) さらに、「 現行の通学区域を維持する 」ということについては、調整校の設定を拡大するとしても中学校の進路指導などに与える影響が少ないとして、賛成する意見もあったが、生徒が普通科高校において行きたい学校を選択できる幅を拡大することや、現行の通学区域における学校数の不均衡を是正するという本諮問の趣旨とする本質的な課題の解決にはならないという結論であった。

(5) このような議論を経て、「 現行の通学区域を拡大する 」ことに絞って、現在の通学区域の境界線を基本に、学区数が2つの例から8つの例まで挙げて検討を行った。(資料10)

通学区域の拡大に当たっては、中学校における進路指導や中学生の進路選択への影響を極力回避するために通学区域の見直しは最小限にとどめるべきであり、学区間の府立普通科高校数の不均衡を是正するのであれば、現状において校数が最も少ない学区だけを改善すればよいという意見があった。しかしながら、学区数を5～8の通学区域に改編する案を採用した場合は、現在に比べて通学可能な高校が増える地域と選択肢が広がらない地域が出ることとなり、府民の間に新たな不公平感が生じるという意見や、今回の諮問の趣旨は、学校数の不均衡の是正という数の問題だけに止まらず、社会全般に規制緩和が進む中で、普通科高校においても、生徒が「行きたい学校」を選択することにより生徒の学習意欲を高め、学校教育全体の活性化を図ることにあることから、一部の地域に限られる学区改編は妥当なものとは言えないという意見が出された。

さらに、全ての地域で生徒の学校選択の幅が拡大される2学区例から4学区例について検討した。4学区例は、現行の第1・2学区、第3・4学区、第5・6・7学区、第8・9学区をそれぞれ一つとして、府内を四つに分ける例であるが、本報告の「4 通学区域に関わる要望」への対応状況において、各地域から出されていた要望に応えられるものとなっており、また、各学区内での移動において鉄道の利便性がよく、移動が容易で新しい通学区域としてまとまりがある。

一方、2学区例では、大阪府を南北二つに分けることから、通学区域の著しい拡大となり、特定の高校への生徒集中、また、中学校の進路指導や生徒の学校選択に与える影響が大きいこと、さらに、広域になるため学区内の移動に複数の鉄道の利用が必要になるなど、一つの通学区域としてのまとまりという点で課題がある。また、3学区例は、現行の第1・2・3学区、第4・5・6学区、第7・8・9学区をそれぞれ一つとして、府内

を三つに分ける例であるが、現行の第4学区と第5学区間及び第9学区と第7学区間の移動については、一度改編後の他の学区を経由することになるなど、一つの通学区域としてのまとまりという点からみて課題がある。

これらのことから、4学区例が最も適切であるとの結論を得た。
(資料11)(資料12)(資料13)(資料14)

- (6) その他、普通科の特色づくりで設置されている専門コースについては、通学区域を越えて通学できるようにすべきであるとの意見や、目的意識が明確で、興味・関心や進路実現のために通学区域の異なる高校に進学を希望する生徒に対しては、その機会を保障することが必要であり、そのためには、各府立高校に府内全域を通学区域とする調整枠を設けることが必要であるとの意見があった。

なお、学区の拡大に当たっては、生徒に行きたい学校として評価され、選択されるように、全ての府立高校において特色ある取組みを更に推進するとともに、生徒、保護者や府民に分かりやすく情報発信するなど、高等学校がそれぞれ切磋琢磨しながら府民の期待に応えることができるよう一層の創意工夫をする努力が求められるという意見があった。

6 ま と め

以上の検討を基に、今後の府立高校の通学区域のあり方について、次のとおり取りまとめた。

- (1) 公立中学校卒業者の学校選択幅の拡大、学区間の府立普通科高校数の不均衡の是正、それぞれの高校の特色ある取組みの推進のため、府立高校の通学区域を拡大する。
- (2) 通学区域の拡大によって、それまで進学実績のあった高校への進学ができなくなる地域が生ずることがないように、現行の通学区域ごとの市区町村の境界線を変更しないことを基本として、現行の通学区域を合わせる形で実施する。
- (3) 新たな通学区域の設定に当たっては、学区間の公立中学校卒業数や府立普通科高校数の不均衡の是正に加えて、生徒・保護者にとって選択幅が拡大されることを前提とする。
- (4) 通学区域を拡大するにあたっては、鉄道網による地域の一体性を確保することを配慮する。
- (5) 新たな通学区域については、前述の「5 今後の通学区域のあり方について」の(5)で示した検討結果から、4学区へ改編することが適切である。

(6) ただし、4学区に改編することで、現行に比べて通学可能な学校の選択幅が大きく拡大されることから、中学生の進路選択や中学校の進路指導に混乱を来すことのないよう、それぞれの府立高校に関する情報が十分に周知されることが必要である。このため、府教育委員会と府立高校が一体となって、体験入学やホームページなどを一層充実させ、生徒、保護者への十分な情報提供に努めるとともに、市町村教育委員会との連携のもと、中学校への情報提供をはじめ、中学校の進路指導の一層の充実が図られるよう、努める必要がある。

(7) なお、4学区を基本としつつ、府立高校に府内全域を通学区域とする新たな調整枠を設けることについては、高校の教育内容や部活動などの特色ある活動に魅力を感じて、更に広域から「入りたい高校」を選択したいという生徒の希望に応える上で有効であるものの、一方で入学者選抜が複雑となり、中学校の進路指導に及ぼす影響が大きいと予想される。このようなことから、府立高校における特色ある教育活動の取組み状況や通学区域拡大の影響を見極めつつ、その導入について検討すべきである。

資 料 編

- 資料 1 大阪府公立高等学校通学区域の変遷
- 資料 2 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 50 条の変遷
- 資料 3 全日制の課程普通科の学区別学校数の推移等
- 資料 4 平成 16 年度大阪府公立高等学校入学者選抜に係る通学区域
- 資料 5 昭和 48 年（9 学区制施行）以降に敷設された鉄道
- 資料 6 普通科等における特色あるコース及び専門コース設置の推移
- 資料 7 - (1) 国際教養科への通学状況
- 資料 7 - (2) 府立工業高等学校の学区別入学者状況（平成 16 年度）
- 資料 8 公立高校全日制普通科の通学区域に関する検討状況
- 資料 9 各都道府県における学区外の受入れ枠
- 資料 10 現行通学区域と拡大例の対照表
- 資料 11 各「通学区域の例」と学区間のバランス・要望への対応等についての比較
- 資料 12 通学区域の拡大例（4 学区例）
- 資料 13 通学区域の拡大例（2 学区例）
- 資料 14 通学区域の拡大例（3 学区例）

大阪府公立高等学校通学区域の変遷

H16.04.01

年 度	通学区域の数	学区内の校数	備 考	普通科学校数	通学区域の調整校
昭和25年度	大阪市内 6区 大阪市外 7区 計13区	3校～7校	専門学科にも一部学区割りがあった。	S25 市内23校 市外27校 ↓ 計50校 S37 市内25校 市外30校 計55校	
昭和38年度	全府を 5学区に改編	10校～15校	中学校卒業生増加に伴って、公立高校11校を新設。各区の受入率の均衡を図る必要が生じた。 普通科以外の通学区域を府内全域とする。	S38 61校 ↓ S47 72校	S38 : 19校 (31.7%) S47 : 20校 (27.8%)
昭和48年度	全府を 9区に改編	5校～11校	昭和40年代の進学率の上昇に伴って、府立高校を新設。各区の受入率の均衡を図る必要が生じた。	S48 76校	S48 : 36校 (47.4%)
昭和62年度	全府9区	10校～22校	進学率の上昇、公立中学校卒業生数の増加に伴って、府立高校を新設した。	S62 147校 (ピーク時)	S62 : 31校 (21.2%)
平成16年度	〃	7校～19校	再編整備が進み全日制普通科のある学校数が減少した。	H16 125校	H6 : 8校 (5.5%) H16 : 13校 (10.2%)

※ 普通科学校数は、通学区域が府内全域の学校、募集停止の学校は除き、分校を含む。

平成16年度大阪府公立高等学校（全日制の課程） 171校

学区のある学校・学科 (125校)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">普通科（単位制を除く）のみを設置する学校</td> <td style="text-align: right;">103校（府立103校）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">普通科（単位制を除く）と専門学科を設置する学校</td> <td style="text-align: right;">22校（府立16校）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">専門学科のみを設置する学校</td> <td style="text-align: right;">31校（府立15校）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他（全日制単位制・総合学科）</td> <td style="text-align: right;">13校（府立11校）</td> </tr> </table>	普通科（単位制を除く）のみを設置する学校	103校（府立103校）	普通科（単位制を除く）と専門学科を設置する学校	22校（府立16校）	専門学科のみを設置する学校	31校（府立15校）	その他（全日制単位制・総合学科）	13校（府立11校）	}	学区のない学校・学科 (66校)
普通科（単位制を除く）のみを設置する学校	103校（府立103校）										
普通科（単位制を除く）と専門学科を設置する学校	22校（府立16校）										
専門学科のみを設置する学校	31校（府立15校）										
その他（全日制単位制・総合学科）	13校（府立11校）										

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第50条の変遷

第50条の改正について (地方分権一括法)

～平成12年4月	平成12年4月～平成14年1月
<p>(高等学校の学区の指定)</p> <p>第50条 都道府県教育委員会は、高等学校の教育の普及及びその機会均等を図るため、教育委員会規則で、当該都道府県内の区域に応じて就学希望者が就学すべき都道府県委員会又は市町村委員会の所管に属する高等学校を指定した通学区域を定める。ただし、一の通学区域内にある都道府県委員会又は市町村委員会の所管に属する高等学校に就学希望者が集中する等特別の事情がある場合には、通学区域について必要な調整を行うことができる。</p> <p>2 前項の場合において、市町村委員会の所管に属する高等学校に係る部分については、都道府県委員会は、あらかじめ当該市町村委員会の意見を聞かなければならない。</p>	<p>(高等学校の通学区域の指定)</p> <p>第50条 教育委員会は、高等学校の教育の普及及びその機会均等を図るため、教育委員会規則で、当該就学希望者が就学すべきその所管に属する高等学校を指定した通学区域を定める。ただし、一の通学区域内にあるその所管に属する高等学校に就学希望者が集中する等特別の事情がある場合には、通学区域について必要な調整を行うことができる。</p> <p>2 市町村委員会は、前項に規定する通学区域を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県委員会に協議しなければならない。</p>

第50条の削除について

(1) 第50条の削除 (平成14年1月11日施行) に伴う付帯決議

平成13年6月13日 衆議院文部科学委員会	平成13年6月28日 参議院文教科学委員会
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に対する付帯決議</p> <p>政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 公立高等学校の通学区域に係る規定の削除に関し、高等学校教育を適正に進めるため、受験競争を激化させたり、学校間格差を助長することがないように努めること。</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に対する付帯決議</p> <p>政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 公立高等学校の通学区域に係る規定の削除に関し、高等学校教育を適正に進めるため、受験競争の激化、学校間格差の拡大等を招かないよう努めること。また、通学区域の設定に当たっては、地域社会の意向等地域の実情を十分踏まえるよう努めること。</p>

(2) 文部科学省通知 (平成13年8月29日)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行について (通知)」

改正の概要

規制緩和を一層推進する観点から、公立高等学校の通学区域に係る規定を削除し、通学区域の設定を当該高等学校を所管する教育委員会の判断に委ねることとする。

削除の趣旨について

今回の改正 (削除) は、公立高等学校の通学区域の設定について、各教育委員会の判断に委ねることをその趣旨とするものであり、全県1学区にすることや学区を拡大することを意図するものではない。

(1) 全日制の課程普通科の学区別学校数の推移(募集停止校を除く)

年度 学区	昭和48年度 (1973年)	昭和62年度 (1987年)	平成8年度 (1996年)	平成16年度 (2004年)
1	11 (3)	17 (2)	17 (4)	16 (3)
2	10 (1)	23 (0)	21 (1)	19 (1)
3	10 (2)	11 (1)	11 (6)	11 (6)
4	7 (1)	22 (0)	22 (1)	18 (1)
5	11 (1)	19 (1)	18 (3)	14 (3)
6	7 (0)	10 (1)	9 (3)	7 (2)
7	6 (1)	16 (0)	15 (3)	14 (3)
8	9 (2)	18 (1)	18 (2)	16 (2)
9	5 (1)	11 (1)	11 (2)	10 (1)
合計	76 (12)	147 (7)	142 (25)	125 (22)
備考	9学区制 最初の年	中卒者数 ピーク時	総合学科 設置開始	

- ・ 普通科総合選択制を含む。
- ・ 分校は1校として算入した。
- ・ () 内は専門学科を併置している学校数で内数である。
- ・ 平成16年度については、上記以外に府内全域を通学区域とする普通科単位制高校が2校ある。

(2) 全日制の課程で、府内全域を通学区域とする学校数と募集人員

年度	昭和48年度 (1973年)	昭和62年度 (1987年)	平成8年度 (1996年)	平成16年度 (2004年)
学校数	45 (12)	41 (7)	63 (25)	66 (22)
募集人員	11,965	12,815	12,320	11,960
%	28.3%	13.7%	21.4%	25.7%

- ・ 府内全域を通学区域とする全日制高校は、普通科単位制、専門学科、総合学科である。
- ・ () 内は、単位制でない普通科を併置している学校数で内数である。
- ・ %欄は、普通科を含めた全日制全体の募集人員に占める割合である。

平成16年度大阪府公立高等学校入学者選抜に係る通学区域

1 全日制の課程

(1) 普通科及び普通科総合選択制(単位制高等学校を除く)

は普通科総合選択制

通学区域	所 属 地 域	高 等 学 校 名	調整地域	調整校	調整人員
1区	北区、西淀川区、淀川区、豊中市、池田市、箕面市、豊能郡	北野、東淀川、西淀川、池田、渋谷、池田北、豊中、桜塚、東豊中、豊島、刀根山、少路、箕面、箕面東、城山、市立扇町			
2区	東淀川区、吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、三島郡	北淀、春日丘、茨木、茨木西、茨木東、福井、吹田、千里、吹田東、北千里、山田、三島、高槻北、芥川、阿武野、大冠、摂津、鳥飼、島本	東淀川区	北野 東淀川	40人 40人
3区	都島区、中央区のうち大阪市立東中学校の通学区域、旭区、城東区、鶴見区、福島区、此花区、西区、港区、大正区	大手前、旭、茨田、港、市岡、泉尾、大正、市立東、市立桜宮、市立汎愛、大阪市立	3区全域	扇町	20人
4区	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市	四條畷、四條畷北、寝屋川、南寝屋川、東寝屋川、西寝屋川、枚方、長尾、牧野、香里丘、枚方津田、枚方なぎさ、守口東、門真西、門真なみはや、大東、野崎、交野	4区全域	大阪市立	40人
5区	天王寺区、中央区のうち大阪市立南中学校及び同上町中学校の通学区域、東成区、八尾市、柏原市、東大阪市	清水谷、高津、夕陽丘、布施、花園、池島、布施北、かわち野、山本、八尾、清友、八尾翠翔、柏原東、東大阪市立日新	中央区のうち大阪市立南中学校及び同上町中学校の通学区域	大手前	10人
6区	浪速区、阿倍野区、住之江区、住吉区、西成区、生野区	勝山、西成、天王寺、阿倍野、住吉、阪南、大和川	6区全域	港 市岡 泉尾	30人 30人 30人
7区	東住吉区、平野区、松原市、富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、南河内郡	東住吉、平野、生野、大塚、河南、富田林、金剛、羽曳野、西浦、長野、長野北、藤井寺、美原、狭山	東住吉区、平野区	勝山 天王寺 阪南 大和川	20人 50人 50人 50人
8区	堺市、泉大津市、和泉市、高石市	登美丘、泉陽、三国丘、鳳、泉北、金岡、東百舌鳥、堺西、福泉、堺上、成美、泉大津、横山、伯太、信太、高石	8区全域	狭山	50人
9区	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、泉北郡、泉南郡	和泉、岸和田、久米田、佐野、日根野、貝塚南、泉南、砂川、泉鳥取、岬			

(注) 調整地域からの合格者数は、原則として調整人員欄に掲げる数の範囲内とする。ただし、調整地域からの受検者数が調整人員を超える場合においては、調整地域からの合格者は調整人員欄に掲げる数の1.2倍の範囲内とする。

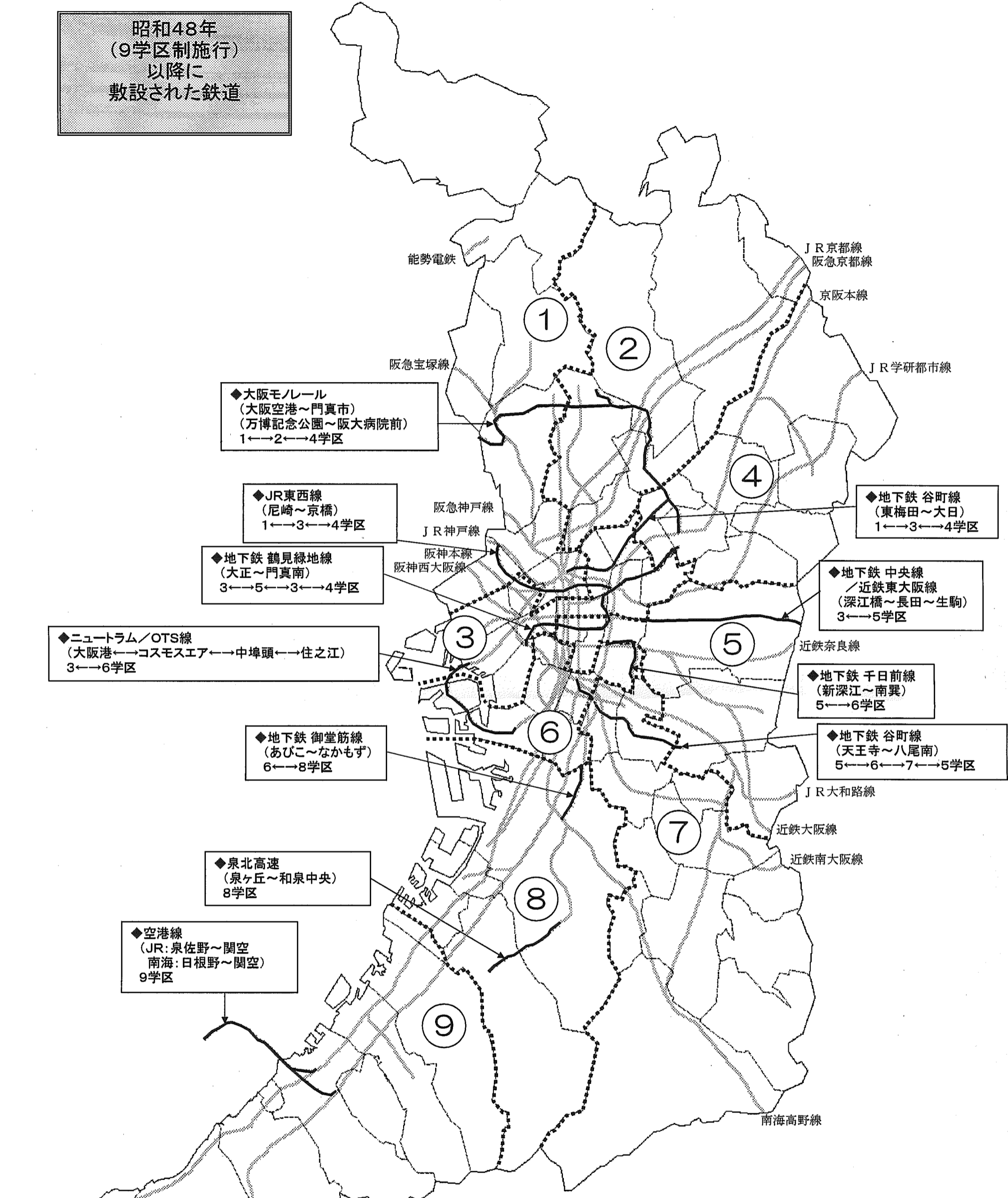
(2) 普通科(単位制高等学校) <通学区域は府内全域>
長吉、槻の木

2 全日制の課程の家政科、商業に関する学科(商業科、情報システム科、情報会計科、流通経済科、国際経済科、会計科、総合ビジネス科) 農業に関する学科、工業に関する学科、情報科学科、英語科、国際教養科、美術科、体育科、国語科、理数科、人文学科、芸能文化科、音楽科、総合造形科、福祉ボランティア科の各学科及び総合学科は府内全域

3 多部制単位制(クリエイティブスクール)の咲洲高等学校は府内全域

4 定時制の課程、通信制の課程は府内全域

昭和48年
(9学区制施行)
以降に
敷設された鉄道



< 凡 例 >

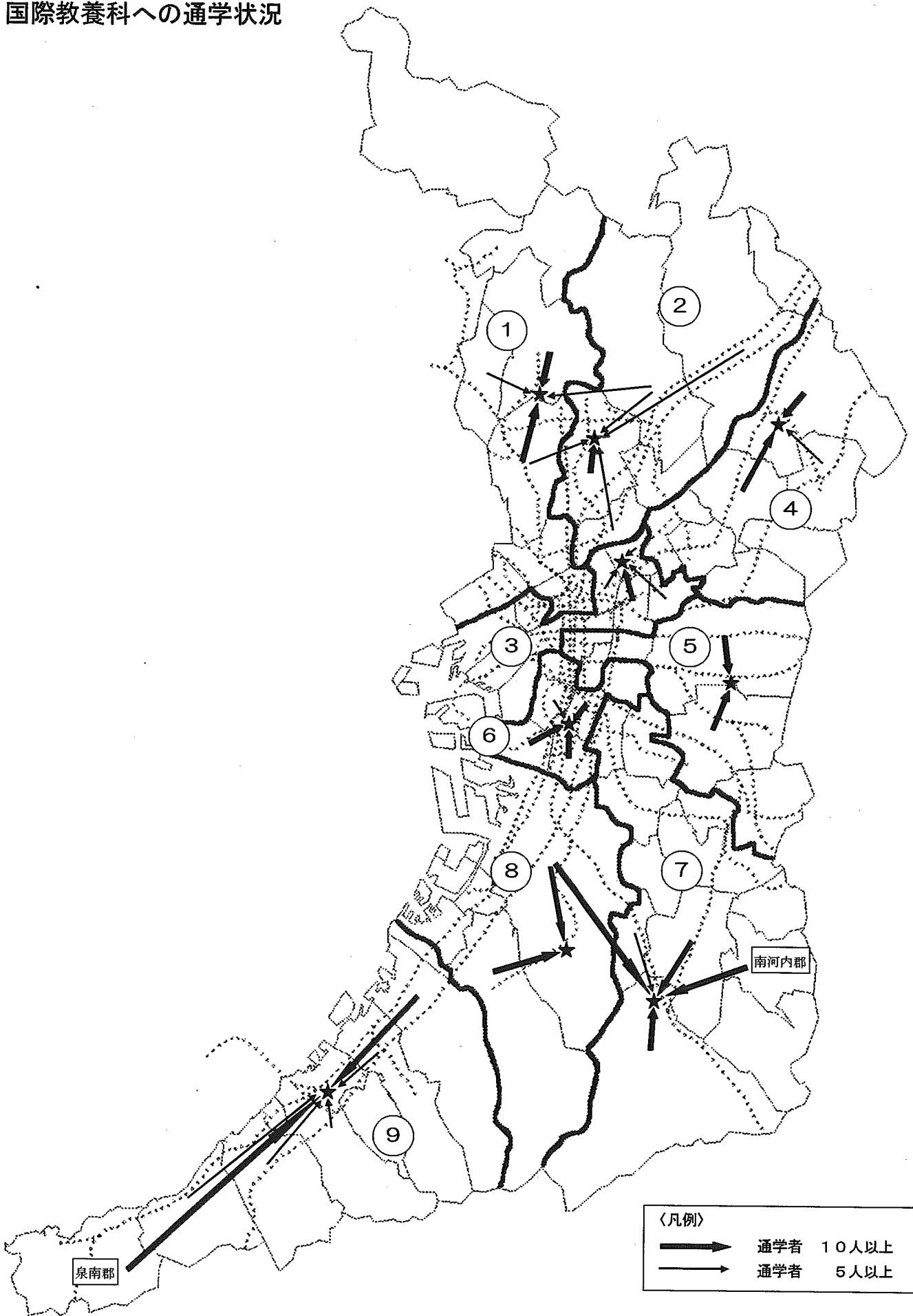
- 市区町村の境界
- 通学区域の境界
- 昭和47年以前からある鉄道
- 昭和48年以降にできた鉄道

普通科等における特色あるコース及び専門コース設置の推移

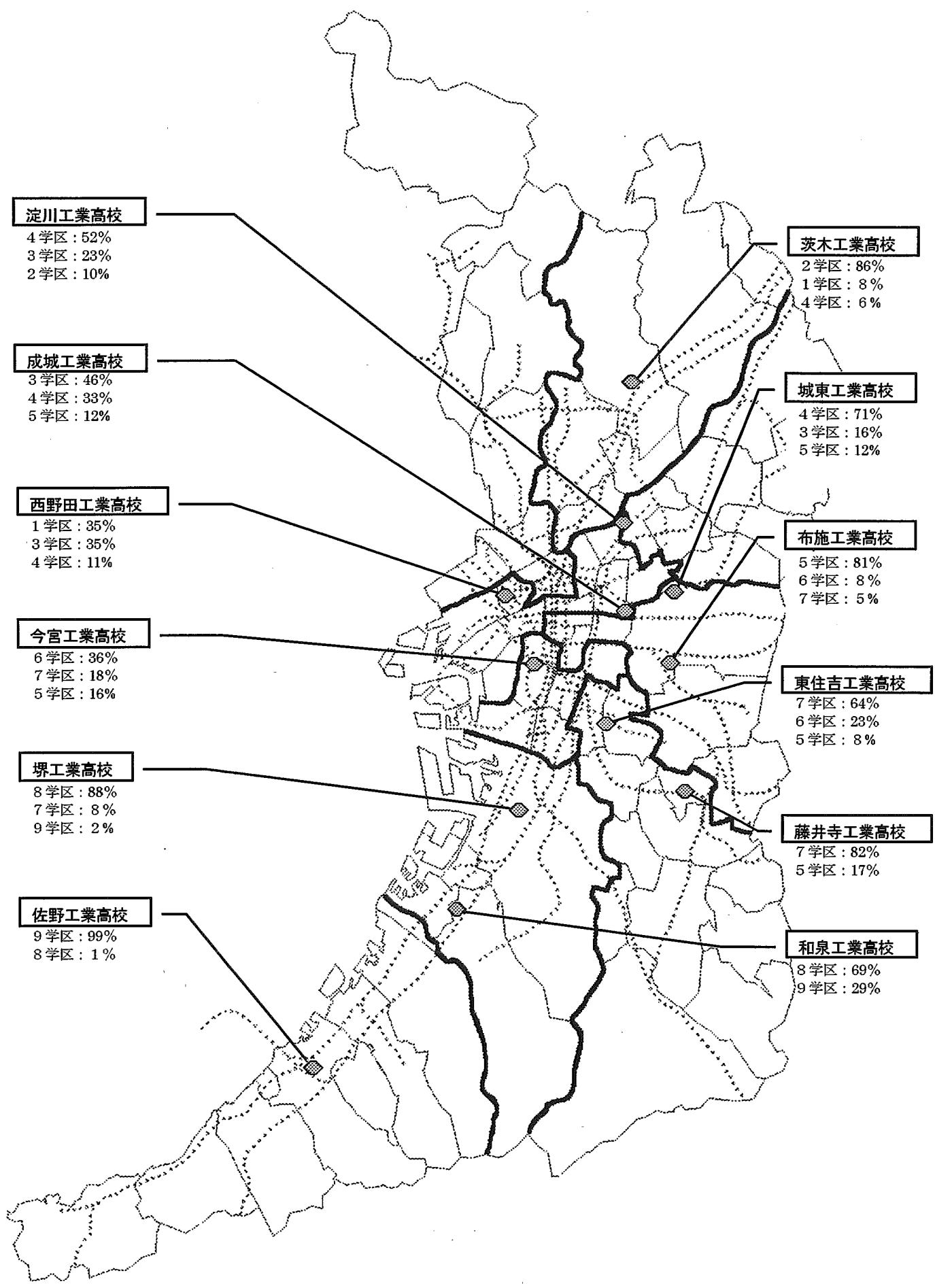
	H 4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
音楽充実										音楽			
池田北	池田北	池田北	池田北	池田北	池田北	池田北	池田北	池田北	池田北	池田北	池田北	池田北	池田北
体育													
柴島	東淀川 柴島、島上大冠 旭	東淀川 柴島、島上大冠 旭、茨田	東淀川 柴島、大冠 旭、茨田	東淀川 大冠 旭、茨田 守口北	東淀川 大冠 旭、茨田 守口北	東淀川 大冠 旭、茨田 守口北	東淀川 大冠 旭、茨田 守口北	東淀川 大冠 旭、茨田 守口北	茨田 守口北、野崎 八尾東 西成	南寝屋川 八尾東	南寝屋川 八尾東	南寝屋川 八尾東	南寝屋川
西成	今宮、西成	今宮、西成	八尾東 今宮、西成 高石	八尾東 西成 高石 淀川工	八尾東 西成 高石 淀川工	八尾東 西成 高石 淀川工	八尾東 西成 高石 淀川工	八尾東 西成 高石 淀川工					
淀川工	淀川工	淀川工	淀川工	淀川工	淀川工	淀川工	淀川工	淀川工					泉南
福祉									福祉・医療				
柴島	柴島	柴島	柴島										
八尾北	八尾北	八尾北	八尾北	八尾北	八尾北	八尾北	八尾北	八尾北	八尾北	八尾北	八尾北	八尾北	八尾北
				環境・人間									
				平野	平野	平野	平野	平野	平野	平野	平野	平野	平野
													福祉、保育 池島
情報処理													
玉川	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川				
情報													情報
柴島	柴島	柴島	柴島	野崎	野崎	野崎	野崎	野崎	北淀				
野崎	野崎	野崎	野崎	西成	西成	西成	西成	西成	西成				岬
西成	西成	西成	西成	大塚	大塚	大塚	大塚	大塚	大塚				
大塚	大塚	大塚	大塚	信太	信太	信太	信太	信太	信太				
信太	信太	信太	信太										
		情報実務											
		美木多 砂川	美木多 砂川、岬	美木多 砂川、岬	美木多 砂川、岬	美木多 砂川、岬	美木多 砂川、岬	美木多 砂川、岬	美木多 砂川、岬				
			商業							産業流通			
			柏原東	柏原東	柏原東	柏原東	柏原東	柏原東	柏原東	八尾北	八尾北	八尾北	八尾北
									情報ビジネス 野崎				
園芸													
西成	西成	西成	西成	西成	西成	西成	西成	西成	西成				
工芸													
北淀	北淀	北淀	北淀	北淀	北淀	北淀	北淀	北淀	北淀				
西成、港南	西成	西成	西成	西成	西成	西成	西成	西成	西成				
西浦	西浦	西浦	西浦	西浦	西浦	西浦	西浦	西浦	西浦				
		木工芸											
		加納	加納	加納	加納	加納	加納	加納	加納				
美術	美術・工芸									芸術			
港南	港南	港南	港南	港南	港南	港南	港南	港南	港南	北淀	南寝屋川	南寝屋川	南寝屋川
													南寝屋川 泉南
									生活デザイン				
									西成	西成			
アジア文化言語								国際文化		国際教養			
阪南	阪南	阪南	阪南	阪南	阪南	阪南	阪南	阪南	阪南	八尾北	八尾北	八尾北	八尾北
	英語									英語			
	柴島	柴島	柴島							市岡 八尾東	市岡 八尾東	市岡 八尾東	市岡
		実用英語											
		茨田	茨田	茨田	茨田	茨田	茨田	茨田					
		外国語											
		日根野	日根野	日根野	日根野	日根野	日根野	日根野	日根野				
	芸能文化												
桃谷	北淀 桃谷	北淀 桃谷	北淀 桃谷	北淀 桃谷	北淀 桃谷	北淀 桃谷	北淀 桃谷	北淀 桃谷	北淀 桃谷				
										理数			
										大東	大東 鳳	大東 鳳	市岡 大東 鳳
											海洋		
											岬	岬	岬

平成12年度までは、専門科目10単位程度を目途に各学校が「特色あるコース」を設定
 平成13年度以降は、専門科目12単位以上を開講する学校からの申請を受けて教委が「専門コース」として承認
 平成12年度で下線のある学校は、平成13年度以降も「その他のコース」として開講を継続

国際教養科への通学状況



府立工業高等学校の学区別入学者状況(平成 16 年度)



公立高校全日制普通科の通学区域に関する検討状況

	都道府県名	学区数				検討状況 (平成16年4月現在)					学区数計	都道府県名		
		S46	H12	H14	H16	撤廃	拡大	検討中	変更なし	検討の予定なし				
1	北海道	8	55	55	55		55	26	H17				55	北海道
2	青森	6	6	6	6	H17							6	青森
3	岩手	20	19	19	8		19	8	H16				8	岩手
4	宮城	13	14	5	5		14	5	H13				5	宮城
5	秋田	3	3	3	3	H17							3	秋田
6	山形	3	4	4	4								4	山形
7	福島	16	8	8	8								8	福島
8	茨城	8	5	5	5								5	茨城
9	栃木	9	7	7	7								7	栃木
10	群馬	4	8	8	8					1			8	群馬
11	埼玉	8	8	8	1	H16							(8)	埼玉
12	千葉	9	12	9	9		12	9	H13				9	千葉
13	東京	14	14	14	1	H15							(14)	東京
14	神奈川	9	18	18	18	H17							18	神奈川
15	新潟	10	10	8	8								8	新潟
16	富山	4	4	4	4								4	富山
17	石川	3	3	3	3	H17							3	石川
18	福井	2	4	4	1	H16							(4)	福井
19	山梨	12	12	12	12								12	山梨
20	長野	4	12	12	4		12	4	H16				4	長野
21	岐阜	2	6	6	6								6	岐阜
22	静岡	10	10	10	10								10	静岡
23	愛知	2	2	2	2								2	愛知
24	三重	4	3	3	3		隣接可	H16					3	三重
25	滋賀	4	6	6	6								6	滋賀
26	京都	30	9	9	8		9	8	H16				9	京都
27	大阪	5	9	9	9								9	大阪
28	兵庫	15	17	17	17		17	16	H17				17	兵庫
29	奈良	2	2	2	2								2	奈良
30	和歌山	9	9	9	1	H15							(9)	和歌山
31	鳥取	4	3	3	3					1			3	鳥取
32	島根	3	2	2	2								2	島根
33	岡山	21	6	6	6		21	6	H11				6	岡山
34	広島	4	15	15	6		15	6	H15				6	広島
35	山口	24	26	7	7		26	7	H14				7	山口
36	徳島	2	3	3	3								3	徳島
37	香川	2	2	2	2								2	香川
38	愛媛	3	3	3	3								3	愛媛
39	高知	4	4	4	4								4	高知
40	福岡	53	15	15	14		15	14	H15				14	福岡
41	佐賀	10	4	4	4								4	佐賀
42	長崎	21	32	32	7		32	7	H15				7	長崎
43	熊本	8	8	8	8								8	熊本
44	大分	15	12	12	12					6			12	大分
45	宮崎	10	10	10	10								10	宮崎
46	鹿児島	14	12	12	12								12	鹿児島
47	沖縄		62	30	32		32	7	H17				30	沖縄

学区内学校数 (H16)																						学区数計	都道府県名
小学区	中学区					大 学 区																	
	1校	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21以上		
10	17	6	9	4	2	5	1	1														55	北海道
					1					2		2	1									6	青森
				1	1	1	1	1	1				1		1							8	岩手
					1					1		1				2						5	宮城
															1		1				1	3	秋田
										1	1		1		1							4	山形
			3	1				3		1						1						8	福島
																1						5	茨城
					1	1	4			1												7	栃木
																						8	群馬
																						(1)	埼玉
(1)		(1)		(2)				(1)														(8)	千葉
					1	1				2				1	1							9	東京
(3)			(1)												(1)		(1)	(3)	(1)	(1)	(3)	(14)	神奈川
				1	1	1	3	6	4		2											8	新潟
					2			1	1	2	2											4	富山
						2	1		1													3	石川
																						(4)	福井
(1)			(2)			(1)																12	山梨
8	3		1																			4	長野
																						6	岐阜
																						10	静岡
																						2	愛知
																						3	三重
																						6	滋賀
																						9	京都
																						9	大阪
																						17	兵庫
																						2	奈良
1																						(9)	和歌山
(2)	(2)	(4)	(1)																			3	鳥取
																						2	島根
																						6	岡山
																						7	広島
																						7	山口
																						3	徳島
																						2	香川
																						3	愛媛
																						4	高知
																						14	福岡
																						4	佐賀
																						7	長崎
																						8	熊本
																						12	大分
																						10	宮崎
																						12	鹿児島
																						30	沖縄

「検討中」欄の数字は、検討中の学区の数

右端の 印の県はすでに学区を撤廃しており、撤廃前の学区の状況を () 内に示す。
 下端の学区数計には () 内の数は含まない。また、21校以上の学区数計は撤廃した県を 1 として算入した。

各都道府県における学区外の受入れ枠

平成16年10月調査

学区数計	学区廃止年度	No.	都道府県名	学区外枠	備考
55		1	北海道	2～20%	(H17からは、26学区、10～20%)
6	H17	2	青森	20%	
8		3	岩手	10%	(H15までは、19学区、15%)
5		4	宮城	3%	(H12までなし)
3	H17	5	秋田	なし	
4		6	山形	なし	
8		7	福島	3%	隣接学区
5		8	茨城	30%	
7		9	栃木	25%	
8		10	群馬	約20%	
(8)	H16	11	埼玉	学区廃止	(H15まで隣接学区から45%)
9		12	千葉	制限なし	隣接学区
(14)	H15	13	東京	学区廃止	(H12:20% H13:20～40% H14:30～50%)
18	H17	14	神奈川	25%	(H12まで8%)
8		15	新潟	複雑	
4		16	富山	制限なし	隣接学区
3	H17	17	石川	制限なし	隣接学区(地域限定)
(4)	H16	18	福井	学区廃止	
12		19	山梨		総合選抜
4		20	長野	制限なし	隣接学区
6		21	岐阜		
10		22	静岡	制限なし	隣接学区(H13まで10%)
2		23	愛知	制限なし	境界付近 一部高校
3		24	三重	制限なし	隣接学区
6		25	滋賀	制限なし	隣接学区の一部高校(南部3学区間では約20%)
9		26	京都		総合選抜
9		27	大阪	人数制限	地域限定 一部高校
17		28	兵庫		一部総合選抜
2		29	奈良		実質全県1学区
(9)	H15	30	和歌山	学区廃止	
3		31	鳥取		
2		32	島根		
6		33	岡山	5%	
6		34	広島	30%	(H14までの15学区時代は5%)
7		35	山口	5%	
3		36	徳島	8%	
2		37	香川		一部地域 県内全域の高校
3		38	愛媛	5%	
4		39	高知		
14		40	福岡		
4		41	佐賀	20%	隣接学区(H14まで7%)
7		42	長崎	7%	
8		43	熊本		一部の町村 隣接学区の特定校の学区ともみなす
12		44	大分		
10		45	宮崎	なし	
12		46	鹿児島	5～10%	H15まで5%
30		47	沖縄		高校毎の通学範囲(H17から10%の予定)

「学区数計」欄で()で示したものは、通学区域を廃止した都道府県の廃止前の学区数である。

現行通学区域と拡大例の対照表

拡大例は、現行の通学区域の境界を基にした。

新	現行学区と中卒者数、学校数	現 行 学 区												
		1区	2区	3区	4区	5区	6区	7区	8区	9区				
		7,600	10,020	6,070	10,290	8,130	4,870	9,060	9,550	5,770				
例	2 A										2 A	33,980	60	566
	2 B										2 B	37,380	58	644
例	3 A										3 A	23,690	43	551
	3 B										3 B	23,290	37	629
	3 C										3 C	24,380	38	642
例	4 A										4 A	17,620	32	551
	4 B										4 B	16,360	28	584
	4 C										4 C	22,060	34	649
	4 D										4 D	15,320	24	638
例	5 A										5 A	17,620	32	551
	5 B										5 B	16,360	28	584
	5 C										5 C	8,130	14	581
	5 D										5 D	13,930	20	697
	5 E										5 E	15,320	24	638
例	6 A										6 A	13,670	25	547
	6 B										6 B	10,020	18	557
	6 C										6 C	10,290	17	605
	6 D										6 D	8,130	14	581
	6 E										6 E	13,930	20	697
	6 F										6 F	15,320	24	638
例	7 A										7 A	7,600	14	543
	7 B										7 B	10,020	18	557
	7 C										7 C	10,290	17	605
	7 D										7 D	10,940	17	644
	7 E										7 E	8,130	14	581
	7 F										7 F	9,060	14	647
	7 G										7 G	15,320	24	638
例	8 A										8 A	7,600	14	543
	8 B										8 B	10,020	18	557
	8 C										8 C	10,290	17	605
	8 D										8 D	10,940	17	644
	8 E										8 E	8,130	14	581
	8 F										8 F	9,060	14	647
	8 G										8 G	9,550	14	682
	8 H										8 H	5,770	10	577
		1区	2区	3区	4区	5区	6区	7区	8区	9区				

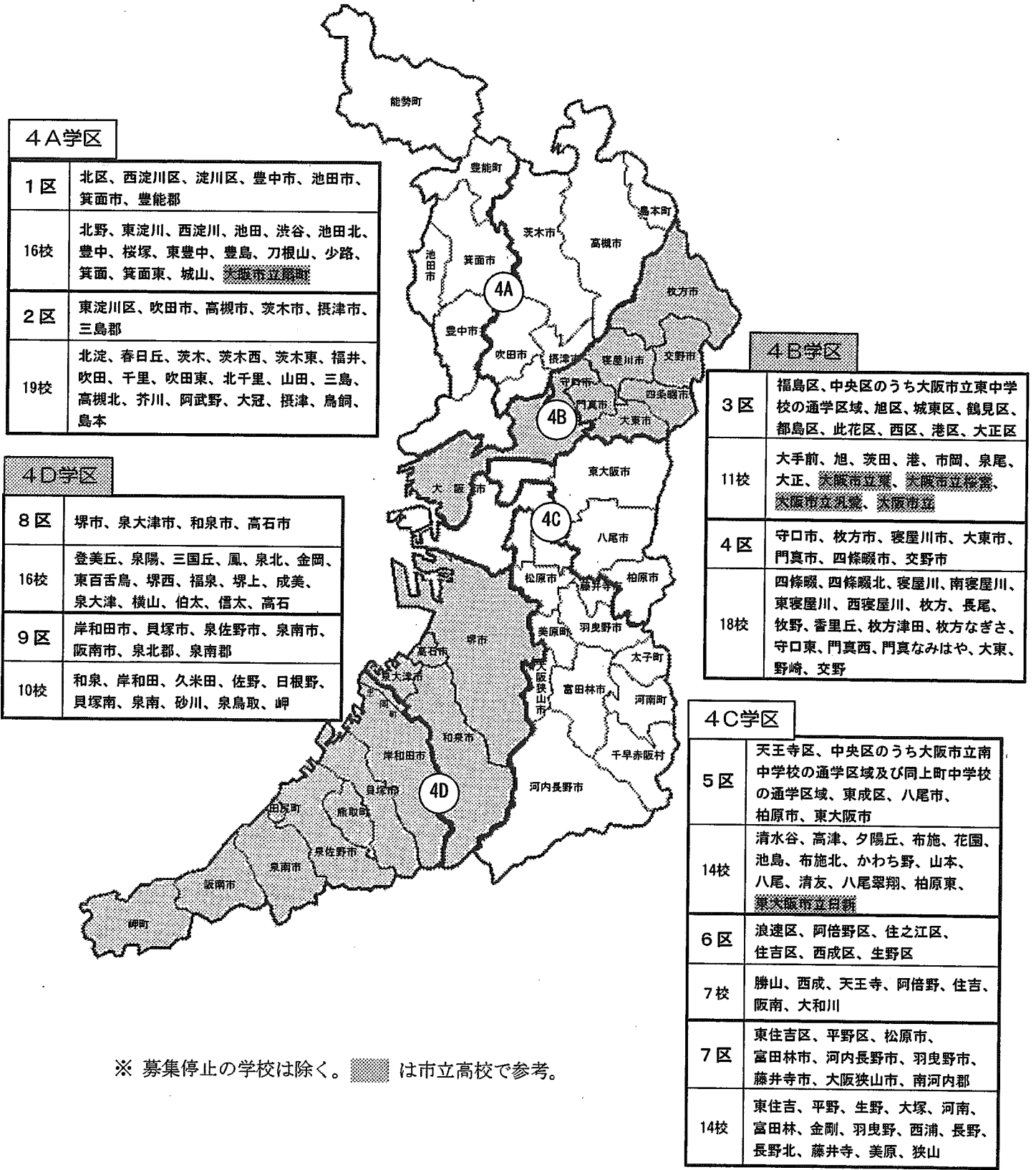
中卒者数は、平成16年度在籍者数による、平成19年度の推計値。
 学校数は、平成18年度の全日制の課程（通学区域の設定されている普通科）の学校数。
 なお、大阪市立及び東大阪市立の学校については便宜上、現行の学区に基づいて算入した。

各 通学区域の例」と学区間のバランス 要望への対応等についての比較

	学区間のバランス		要 望 へ の 対 応				その他の観点	
	学校数の均衡 〔学校数の 最小 最大 比率〕	第6学区に おける選択 幅の拡大	府議会の各会 派からの要望		東住吉区・平野 区PTA協議会 からの要望	大阪市PTA協議 会からの要望 (第3学区から第 4学区へ)	各学区は鉄道網 における一体性 があるか	全ての学区で 選択幅の拡大 になるか
			撤廃	拡大				
2学区例	〔 58 - 60 〕 1 : 1.03		×	拡大幅が具体的 に示されていないため未記入				
3学区例	〔 37 - 43 〕 1 : 1.16		×		×	×	×	
4学区例	〔 24 - 34 〕 1 : 1.42		×					
5学区例	×		×				未区『新しい学区 と合わさって』と 記入 ないって ない(他の学区 がないため)	×
6学区例	〔 14 - 25 〕 1 : 1.79		×			×		×
7学区例	〔 14 - 24 〕 1 : 1.71		×		×	×		×
8学区例	〔 10 - 18 〕 1 : 1.80		×		×	×		×

.1.5未満、 :1.5~2.0未満、 × 2.0以上

通学区域の拡大例（4学区例）



4A学区	
1区	北区、西淀川区、淀川区、豊中市、池田市、箕面市、豊能郡
16校	北野、東淀川、西淀川、池田、渋谷、池田北、豊中、桜塚、東豊中、豊島、刀根山、少路、箕面、箕面東、城山、 茨木市立藤崎
2区	東淀川区、吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、三島郡
19校	北淀、春日丘、茨木、茨木西、茨木東、福井、吹田、千里、吹田東、北千里、山田、三島、高槻北、芥川、阿武野、大冠、摂津、鳥飼、島本

4D学区	
8区	堺市、泉大津市、和泉市、高石市
16校	登美丘、泉陽、三国丘、鳳、泉北、金岡、東百舌鳥、堺西、福泉、堺上、成美、泉大津、横山、伯太、信太、高石
9区	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、泉北郡、泉南郡
10校	和泉、岸和田、久米田、佐野、日根野、貝塚南、泉南、砂川、泉鳥取、岬

4B学区	
3区	福島区、中央区のうち大阪市立東中学校の通学区域、旭区、城東区、鶴見区、都島区、此花区、西区、港区、大正区
11校	大手前、旭、茨田、港、市岡、泉尾、大正、 茨木市立雲 、 茨木市立桜葉 、 大阪市立丸藏 、 大阪市立森
4区	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市
18校	四條畷、四條畷北、寝屋川、南寝屋川、東寝屋川、西寝屋川、枚方、長尾、牧野、香里丘、枚方津田、枚方なぎさ、守口東、門真西、門真なみはや、大東、野崎、交野

4C学区	
5区	天王寺区、中央区のうち大阪市立南中学校の通学区域及び同上町中学校の通学区域、東成区、八尾市、柏原市、東大阪市
14校	清水谷、高津、夕陽丘、布施、花園、池島、布施北、かわち野、山本、八尾、清友、八尾翠翔、柏原東、 東大阪市立丹波
6区	浪速区、阿倍野区、住之江区、住吉区、西成区、生野区
7校	勝山、西成、天王寺、阿倍野、住吉、阪南、大和川
7区	東住吉区、平野区、松原市、富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、南河内郡
14校	東住吉、平野、生野、大塚、河南、富田林、金剛、羽曳野、西浦、長野、長野北、藤井寺、美原、狭山

※ 募集停止の学校は除く。■ は市立高校で参考。

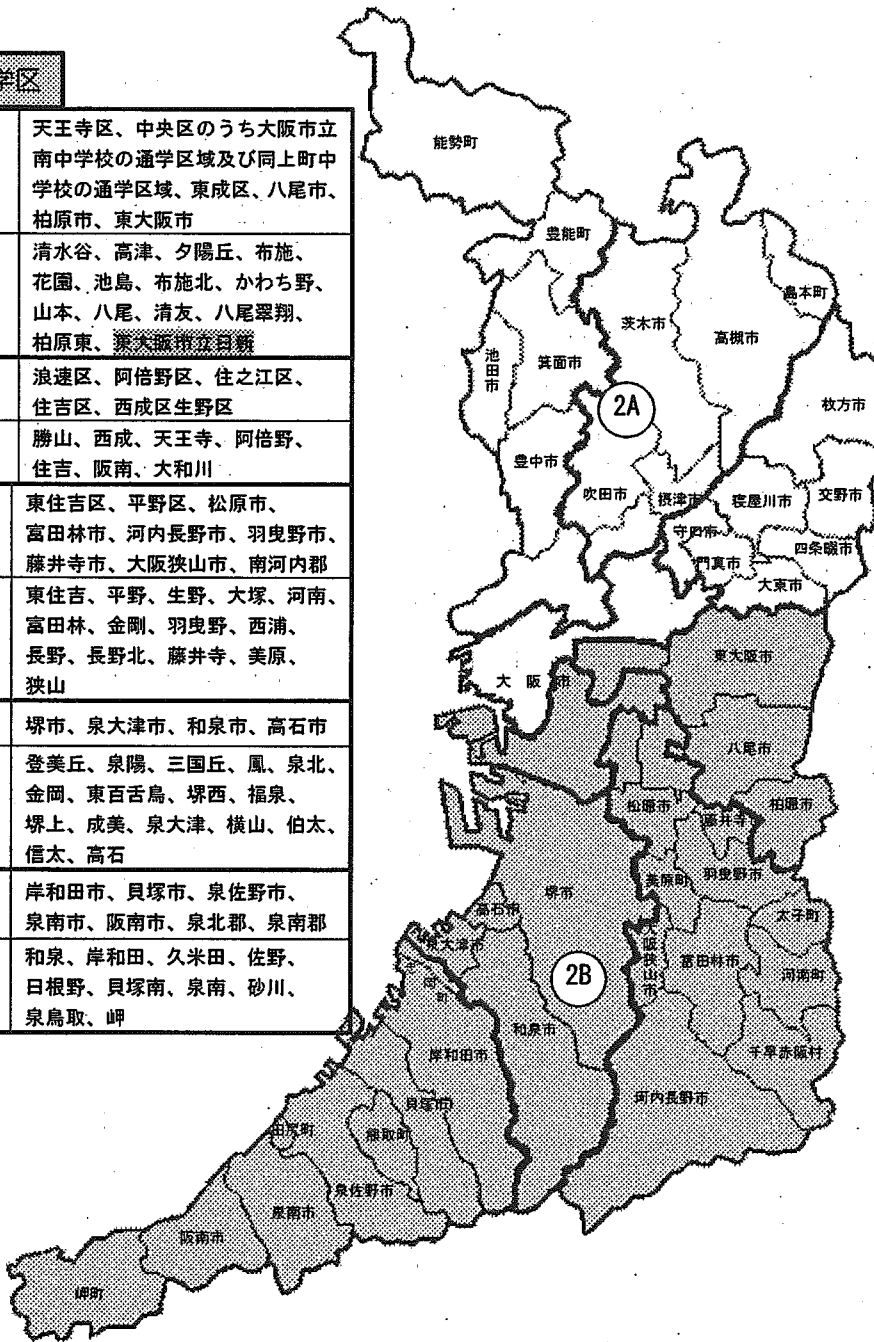
通学区域の拡大例（2学区例）

2B学区

5区	天王寺区、中央区のうち大阪市立南中学校の通学区域及び同上町中学校の通学区域、東成区、八尾市、柏原市、東大阪市
14校	清水谷、高津、夕陽丘、布施、花園、池島、布施北、かわち野、山本、八尾、清友、八尾翠翔、柏原東、 東大阪市羽鳥
6区	浪速区、阿倍野区、住之江区、住吉区、西成区生野区
7校	勝山、西成、天王寺、阿倍野、住吉、阪南、大和川
7区	東住吉区、平野区、松原市、富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、南河内郡
14校	東住吉、平野、生野、大塚、河南、富田林、金剛、羽曳野、西浦、長野、長野北、藤井寺、美原、狭山
8区	堺市、泉大津市、和泉市、高石市
16校	登美丘、泉陽、三国丘、鳳、泉北、金岡、東百舌鳥、堺西、福泉、堺上、成美、泉大津、横山、伯太、信太、高石
9区	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、泉北郡、泉南郡
10校	和泉、岸和田、久米田、佐野、日根野、貝塚南、泉南、砂川、泉鳥取、岬

2A学区

1区	北区、西淀川区、淀川区、豊中市、池田市、箕面市、豊能郡
16校	北野、東淀川、西淀川、池田、渋谷、池田北、豊中、桜塚、東豊中、豊島、刀根山、少路、箕面、箕面東、城山、 大阪市箕野
2区	東淀川区、吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、三島郡
19校	北淀、春日丘、茨木、茨木西、茨木東、福井、吹田、千里、吹田東、北千里、山田、三島、高槻北、芥川、阿武野、大冠、摂津、鳥飼、島本
3区	福島区、中央区のうち大阪市立東中学校の通学区域、旭区、城東区、鶴見区、都島区、此花区、西区、港区、大正区
11校	大手前、旭、茨田、港、市岡、泉尾、大正、 大阪市東淀 、 大阪市羽鳥 、 大阪市羽東 、 大阪市東
4区	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市
18校	四條畷、四條畷北、寝屋川、南寝屋川、東寝屋川、西寝屋川、枚方、長尾、枚野、香里丘、枚方津田、枚方なぎさ、守口東、門真西、門真なみはや、大東、野崎、交野

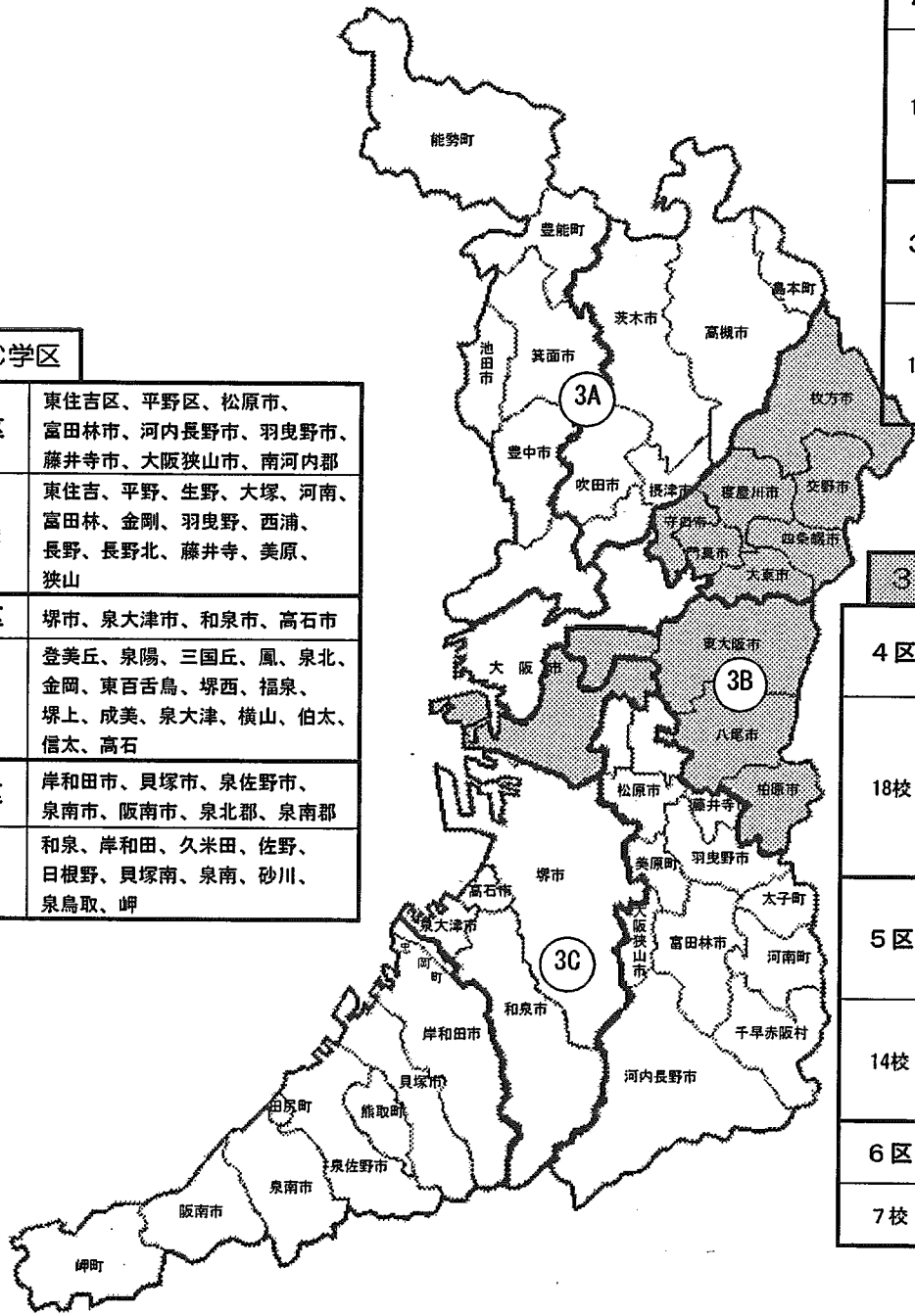


※ 募集停止の学校は除く。■ は市立高校で参考。

通学区域の拡大例（3学区例）

3A学区	
1区	北区、西淀川区、淀川区、豊中市、池田市、箕面市、豊能郡
16校	北野、東淀川、西淀川、池田、渋谷、池田北、豊中、桜塚、東豊中、豊島、刀根山、少路、箕面、箕面東、城山、 大阪市龙崎町
2区	東淀川区、吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、三島郡
19校	北淀、春日丘、茨木、茨木西、茨木東、福井、吹田、千里、吹田東、北千里、山田、三島、高槻北、芥川、阿武野、大冠、摂津、鳥飼、島本
3区	福島区、中央区のうち大阪市立東中学校の通学区域、旭区、城東区、鶴見区、都島区、此花区、西区、港区、大正区
11校	大手前、旭、茨田、港、市岡、泉尾、大正、 大阪市淀川区 、 大阪市立深江 、 大阪市立深江 、 大阪市立深江

3C学区	
7区	東住吉区、平野区、松原市、富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、南河内郡
14校	東住吉、平野、生野、大塚、河南、富田林、金剛、羽曳野、西浦、長野、長野北、藤井寺、美原、狭山
8区	堺市、泉大津市、和泉市、高石市
16校	登美丘、泉陽、三国丘、鳳、泉北、金岡、東百舌鳥、堺西、福泉、堺上、成美、泉大津、横山、伯太、信太、高石
9区	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、泉北郡、泉南郡
10校	和泉、岸和田、久米田、佐野、日根野、貝塚南、泉南、砂川、泉鳥取、岬



3B学区	
4区	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市
18校	四條畷、四條畷北、寝屋川、南寝屋川、東寝屋川、西寝屋川、枚方、長尾、牧野、香里丘、枚方津田、枚方なぎさ、守口東、門真西、門真なみはや、大東、野崎、交野
5区	天王寺区、中央区のうち大阪市立南中学校の通学区域及び同上町中学校の通学区域、東成区、八尾市、柏原市、東大阪市
14校	清水谷、高津、夕陽丘、布施、花園、池島、布施北、かわち野、山本、八尾、清友、八尾翠翔、柏原東、 大阪市生野区
6区	浪速区、阿倍野区、住之江区、住吉区、西成区生野区
7校	勝山、西成、天王寺、阿倍野、住吉、阪南、大和川

※ 募集停止の学校は除く。■ は市立高校で参考。